

令和5年3月30日

特定商取引法違反の連鎖販売業者3社に対する取引等停止命令（9か月）及び指示並びに当該事業者の役員2名に対する業務禁止命令（9か月）について

- 消費者庁は、移動電気通信サービスの提供を連携共同して行う連鎖販売業者である株式会社ゼロモバイル（本店所在地：大阪府大阪市）（以下「ゼロモバイル」といいます。）、株式会社センターモバイル（本店所在地：大阪府大阪市）（以下「センターモバイル」といいます。）及び一般社団法人ライフラインプランナー協会（本店所在地：大阪府大阪市）（以下「ライフラインプランナー協会」といいます。）に対し、令和5年3月29日、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき連鎖販売取引の一部等（勧誘（勧誘者に行わせることも含みます。申込受付も同じ。）、申込受付及び契約締結）を、令和5年3月30日から令和5年12月29日までの9か月間、停止するよう命じました。
- あわせて、消費者庁は、ゼロモバイル、センターモバイル及びライフラインプランナー協会に対し、特定商取引法第38条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
- また、消費者庁は、ゼロモバイルが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている中越達也及び伊勢地一男に対し、特定商取引法第39条の2第1項の規定に基づき、令和5年3月30日から令和5年12月29日までの9か月間、取引等停止命令により停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者

（1）株式会社ゼロモバイル

ア 名 称：株式会社ゼロモバイル

（法人番号：3120001230259）

イ 本店所在地：大阪府大阪府中央区南久宝寺町1-9-6 エスエルビル

７Ｆ

ウ 代 表 者：代表取締役 森畠 真実（もりはた まみ）
エ 設 立：令和２年７月３日
オ 資 本 金：３００万円
カ 取 引 類 型：連鎖販売取引
キ 取 扱 役 務：移動電気通信サービス（違反行為当時は「ゼロモバイル」の名称でサービスを提供していたが、現在は「ＬＰ Ｍｏ b i l e」の名称で提供している。）

（２）株式会社センターモバイル

ア 名 称：株式会社センターモバイル
（法人番号：９１２０００１２２９５４３）
イ 本店所在地：大阪府大阪市中央区久太郎町１－５－３１リアライズ堺筋本町ビル５０７
ウ 代 表 者：代表取締役 中越 達也（なかごし たつや）
エ 設 立：令和２年６月２日
オ 資 本 金：１５８５万円
カ 取 引 類 型：連鎖販売取引
キ 取 扱 役 務：移動電気通信サービス

（３）一般社団法人ライフラインプランナー協会

ア 名 称：一般社団法人ライフラインプランナー協会
（法人番号：３１２０００５０２２４７０）
イ 本店所在地：大阪府大阪市中央区本町四丁目５番地６号ＪＡＳＰＥＲ御堂筋本町１１０３
ウ 代 表 者：代表理事 畑中 真人（はたなか まさと）
エ 設 立：令和３年８月３０日
オ 取 引 類 型：連鎖販売取引
カ 取 扱 役 務：移動電気通信サービス

２ 特定商取引法に違反する行為

- （１）氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）（特定商取引法第３３条の２）
- （２）役務の内容についての事実不告知（特定商取引法第３４条第１項第１号）
- （３）勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（特定商取引法第３４条第４項）

- (4) 断定的判断の提供（特定商取引法第38条第1項第2号）
- (5) 概要書面の交付義務に違反する行為（特定商取引法第37条第1項）
- (6) 契約書面の交付義務に違反する行為（特定商取引法第37条第2項）

3 消費者庁が認定した行政処分の詳細は以下の各別紙のとおりです。

別紙1：ゼロモバイルに対する行政処分の概要

別紙2：センターモバイルに対する行政処分の概要

別紙3：ライフラインプランナー協会に対する行政処分の概要

別紙4：中越達也に対する行政処分の概要

別紙5：伊勢地一男に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社ゼロモバイルに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社ゼロモバイル（以下「ゼロモバイル」という。）は、株式会社センターモバイル（以下「センターモバイル」という。）及び一般社団法人ライフラインプランナー協会（以下「ライフラインプランナー協会」という。）と連携共同して、「ボーナス」と称する利益を収受し得ることをもって、移動電気通信サービス（以下「本件役務」という。）の提供をあっせんする者（以下「会員」という。）を誘引し、その者と本件役務の対価の支払を伴う本件役務の提供に係る取引を行っている。

当該利益は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 2 号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「旧法」という。）第 3 3 条第 1 項に規定する特定利益に該当し、本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、ゼロモバイルは、同項に規定する連鎖販売業（以下「旧法に規定する連鎖販売業」という。）を行っている。

2 処分の内容

(1) 取引等停止命令

ゼロモバイルは、令和 5 年 3 月 3 0 日から令和 5 年 1 2 月 2 9 日までの間、特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「特定商取引法」という。）第 3 3 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る次の取引等を停止すること。

ア ゼロモバイルが行う連鎖販売取引（特定商取引法第 3 3 条第 1 項に規定する連鎖販売取引をいう。以下単に「連鎖販売取引」という。）について勧誘を行い、又は特定商取引法第 3 3 条の 2 に規定する勧誘者（以下単に「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ ゼロモバイルが行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ ゼロモバイルが行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 指示

ア 旧法第 3 3 条の 2 に規定する勧誘者（以下「旧法に規定する勧誘者」と

いう。)は、同法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為(統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示)、同法第34条第1項の規定により禁止される役務の内容につき故意に事実を告げない行為、同法第34条第4項の規定により禁止される勧誘目的を告げずに誘引した者に対して公衆の出入りする場所以外の場所において特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする行為及び同法第38条第1項第2号に掲げるゼロモバイルの統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る旧法第33条第1項に規定する連鎖販売取引(以下「旧法に規定する本件連鎖販売取引」という。)につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその旧法に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売契約(以下「旧法に規定する本件連鎖販売契約」という。)の締結について勧誘をする行為を、ゼロモバイルは、センターモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して、同法第37条第1項に規定する書面及び同条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為(不交付)をしている。かかる行為は、旧法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらをゼロモバイルの役員、従業員及び会員に、前記(1)の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

イ ゼロモバイルは、センターモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して行う旧法に規定する本件連鎖販売契約及び連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約(以下単に「本件連鎖販売契約」という。)を締結しているところ、令和3年3月1日から令和5年3月29日までの間に、旧法に規定する本件連鎖販売契約又は本件連鎖販売契約を締結した全ての相手方(以下「契約の相手方」という。)に対し、以下の(ア)から(ウ)までの事項を、消費者庁のウェブサイト(<https://www.caa.go.jp/>)に掲載される、ゼロモバイルに対して前記(1)の取引等停止命令及び本指示をした旨を公表する公表資料を添付して、令和5年5月1日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書(通知したことを証明するに足りる証拠及び通知文書を添付すること。)により報告すること。

なお、令和5年4月12日までに、契約の相手方に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに文書により報告し承認を得ること。

- (ア) 前記(1)の取引等停止命令の内容
- (イ) 本指示の内容
- (ウ) 下記4(2)の違反の内容

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第38条第1項及び第39条第1項

4 処分の原因となる事実

ゼロモバイル及び旧法に規定する勧誘者は、以下のとおり、センターモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して、旧法の規定に違反し、又は旧法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為(統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示)(旧法第33条の2)

旧法に規定する勧誘者は、遅くとも令和4年1月以降、ゼロモバイルがセンターモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して統括する旧法に規定する本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「私、相談したいことがあるんやわー」、「助けてー」、「携帯電話で分からないことがあったら何でも聞いて」などと告げるのみで、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていない。

(2) 役務の内容についての事実不告知(旧法第34条第1項)

旧法に規定する勧誘者は、遅くとも令和3年3月以降、ゼロモバイルがセンターモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して統括する(同協会については令和4年1月1日以降)一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る本件役務の提供のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、勧誘の相手方に対し、実際には、動画広告の視聴には1回当たり数秒から数十秒の時間を要する上、動画広告の視聴1回当たり1円に相当するポイントしか得ることができず、動画広告の視聴によって携帯電話料金を実質的に無料にするためには、同料金を1で除した回数分の動画広告を視聴することが必要になるにもかかわらず、「代理店になると携帯電話の利用料金が、アプリで動画の広告を見ることでポイントが貯まり、それを携帯電

話料金に充てるとタダになるから」、「コマーシャルを見ると、ポイントがすぐ増える」、「見るたびにポイントが増え、それを携帯電話代に回せる」、「ポイントが貯まれば、携帯電話代がただになる」などと告げるのみで、故意に当該事実を告げていない。

(3) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（旧法第34条第4項）

旧法に規定する勧誘者は、令和4年1月、ゼロモバイルがセンターモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、電話により特定の場所への来訪を要請する方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をしていた。

(4) 断定的判断の提供（旧法第38条第1項第2号）

旧法に規定する勧誘者は、令和4年3月、ゼロモバイルがセンターモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る本件役務のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、「代理店になってしまえば自分が努力しなくても、どんどん下が広がっていくので、バックがもらえる」、「どんどん下に人がつくので、8千円は払わないですむようになる」、「それぐらいすぐカバーできる」、「下を見つけるのは僕たちでも誰でもいい。収入が8千円を超えれば、携帯料金はただになり差額は収入になる」などと、旧法に規定する本件連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して旧法に規定する本件連鎖販売契約の締結について勧誘していた。

(5) 概要書面の交付義務に違反する行為（旧法第37条第1項）

ゼロモバイルは、センターモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して、遅くとも令和2年9月以降（同協会については令和4年1月1日以降）、その統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る本件役務のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結しようするときに、その契約を締結するまでに、ゼロモバイルの旧法に規定する連鎖販売業の概要について記載した書面を交付していない。

(6) 契約書面の交付義務に違反する行為（旧法第37条第2項）

ゼロモバイルは、センターモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して、遅くとも令和2年9月以降（同協会については令和4年1月1日以降）、その統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る本件役務のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売契約を締結した場合において、旧法に規定する本件連鎖販売契約の内容を明らかにする書面を交付していない。

5 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）及び勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘）

令和4年1月、旧法に規定する勧誘者Zは、消費者Aに対して、電話により、「私、相談したいことがあるんやわー」、「助けてー」などと、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに面会を求め、Zと関係のない一般人が出入りすることがない場所である建物で会う約束を取り付けた。

面会当日、Aが前記建物を訪れたところ、Z、旧法に規定する勧誘者Yのほか、A以外の消費者が数名おり、Yは、A以外の消費者に対して、ゼロモバイルについての説明を行っていた。その際、Aは、Zに促されて、空いている椅子に座った。

この時点までに、Z及びYは、Aに対し、ゼロモバイルの名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び役務の種類を告げたことはなかった。

Aが椅子に座った際、Yは、ゼロモバイルについての説明を中断せず続け、「ゼロモバイルという会社に携帯電話の契約を変更して、ゼロモバイルを3人に紹介すれば携帯電話料金がほとんどかからなくなる」、「ゼロモバイルと契約する人を紹介すると、年金のように生涯収入が得られる」、「紹介した人数が増えるほど、もらえる金額が増える」などと告げた。

Aは、その日のうちに、ゼロモバイルと旧法に規定する本件連鎖販売契約を締結した。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）、役務の内容についての事実不告知及び断定的判断の提供）

令和4年3月、旧法に規定する勧誘者Xは、イベント会場において、消費者B及びBの知人（以下併せて「Bら」という。）を食事に誘った。Bらはこの誘いを了承し、Xと喫茶店に行ったところ、旧法に規定する勧誘者Wが合流した。喫茶店において、X、W及びBらで食事をしていたところ、Xは、「●月●日（2日後）に携帯電話に詳しい人が●●（特定の市）から●●さん（Wのこと）宅に来るから、携帯電話で分からないことがあったら何でも聞いて」などと、Bらに対し、W宅を訪問することを勧め、その約束を取り付けた。

約束の日（上記の2日後）に、Xは、Bらと待ち合わせ、BらをW宅に連れて行った。X及びWは、BらとW宅において世間話をした後、夕食をとるため、BらとW宅の近隣にあるレストランに行ったところ、旧法に規定する勧誘者Vが合流した。X、W、V及びBらは、レストランで夕食を取った後、W宅に戻った。

W宅において、Vは、Bらに対して、「携帯のことで何か分からないことはありますか」などと聞いた後、Wは、自身の親族がゼロモバイルの会員であったことや、親族の携帯電話の料金が無料であったことなどの話をした。

この時点までに、X、W及びVは、Bに対し、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げたことはなかった。

Wの話の後、Xは、Bらに対し、「私もゼロモバイルに入って携帯電話代はただになっている」などと告げた。さらに、Vは、「携帯電話代がただになる」、「コマーシャルを見ると、ポイントがすぐ増える」、「どんどん広告を出す会社が増えればもっと楽になる」、「見るたびにポイントが増え、それを携帯電話代に回せる」、「ポイントが貯まれば、携帯電話代がただになる」、「代理店になってしまえば自分が努力しなくても、どんどん下が広がっていくので、バックがもらえる」、「どんどん下に人がつくので、8千円は払わないですむようになる」、「それぐらいすぐカバーできる」、「収入が8千円を超えれば、携帯料金はただになり差額は収入になる」、「下を見つければ、簡単に携帯料金はタダになる」などと告げた。

Bは、その場で、ゼロモバイルと旧法に規定する本件連鎖販売契約を締結した。

【事例3】（役務の内容についての事実不告知）

令和3年3月、旧法に規定する勧誘者Uは、消費者Cに対し、携帯電話のプランの見直しのため携帯電話の修理店で話を聞くことを勧めたところ、消費者Cは、これを了承した。

数日後、Uは、Cを車で旧法に規定する勧誘者Tが営む携帯電話の修理店

に連れて行った。

Tの上記修理店において、Tは、ゼロモバイルの説明をした後、Cに対し、「やるやらないは自由だけど、やってみないか」、「携帯電話料金も安くなるし、儲けることもできる」、「これから大きくなってくる会社だから」、「代理店になると携帯電話の利用料金が、アプリで動画の広告を見ることでポイントが貯まり、それを携帯電話料金に充てるとタダになるから」などと告げた。

Cは、その日のうちに、ゼロモバイルと旧法に規定する本件連鎖販売契約を締結した。

株式会社センターモバイルに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社センターモバイル（以下「センターモバイル」という。）は、株式会社ゼロモバイル（以下「ゼロモバイル」という。）及び一般社団法人ライフラインプランナー協会（以下「ライフラインプランナー協会」という。）と連携共同して、「ボーナス」と称する利益を収受し得ることをもって、移動電気通信サービス（以下「本件役務」という。）の提供をあっせんする者（以下「会員」という。）を誘引し、その者と本件役務の対価の支払を伴う本件役務の提供に係る取引を行っている。

当該利益は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第33条第1項に規定する特定利益に該当し、本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、センターモバイルは、同項に規定する連鎖販売業（以下「旧法に規定する連鎖販売業」という。）を行っている。

2 処分の内容

(1) 取引等停止命令

センターモバイルは、令和5年3月30日から令和5年12月29日までの間、センターモバイルがその統括する一連の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る次の取引等を停止すること。

ア センターモバイルが行う連鎖販売取引（特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。以下単に「連鎖販売取引」という。）について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者（以下単に「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ センターモバイルが行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ センターモバイルが行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 指示

旧法第33条の2に規定する勧誘者（以下「旧法に規定する勧誘者」という。）は、同法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）、同法第34条第1項の規定により禁止される役務の内容につき故意に事実を告げない行為、同法第34条第4項の規定により禁止される勧誘目的を告げずに誘引した者に対して公衆の出入りする場所以外の場所において特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする行為及び同法第38条第1項第2号に掲げるセンターモバイルの統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る旧法第33条第1項に規定する連鎖販売取引（以下「旧法に規定する本件連鎖販売取引」という。）につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその旧法に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売契約（以下「旧法に規定する本件連鎖販売契約」という。）の締結について勧誘をする行為を、センターモバイルは、ゼロモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して、同法第37条第1項に規定する書面及び同条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）をしている。かかる行為は、旧法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらをセンターモバイルの役員、従業員及び会員に、前記（1）の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第38条第1項及び第39条第1項

4 処分の原因となる事実

センターモバイル及び旧法に規定する勧誘者は、以下のとおり、ゼロモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して、旧法の規定に違反し、又は旧法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）（旧法第33条の2）

旧法に規定する勧誘者は、遅くとも令和4年1月以降、センターモバイルがゼロモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して統括する旧法に規定する本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立っ

て、その相手方に対し、「私、相談したいことがあるんやわー」、「助けてー」、「携帯電話で分からないことがあったら何でも聞いて」などと告げるのみで、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていない。

(2) 役務の内容についての事実不告知（旧法第34条第1項）

旧法に規定する勧誘者は、遅くとも令和3年3月以降、センターモバイルがゼロモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して統括する（同協会については令和4年1月1日以降）一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る本件役務の提供のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、勧誘の相手方に対し、実際には、動画広告の視聴には1回当たり数秒から数十秒の時間を要する上、動画広告の視聴1回当たり1円に相当するポイントしか得ることができず、動画広告の視聴によって携帯電話料金を実質的に無料にするためには、同料金を1で除した回数分の動画広告を視聴することが必要になるにもかかわらず、「代理店になると携帯電話の利用料金が、アプリで動画の広告を見ることでポイントが貯まり、それを携帯電話料金に充てるとタダになるから」、「コマーシャルを見ると、ポイントがすぐ増える」、「見るたびにポイントが増え、それを携帯電話代に回せる」、「ポイントが貯まれば、携帯電話代がただになる」などと告げるのみで、故意に当該事実を告げていない。

(3) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（旧法第34条第4項）

旧法に規定する勧誘者は、令和4年1月、センターモバイルがゼロモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、電話により特定の場所への来訪を要請する方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をしていた。

(4) 断定的判断の提供（旧法第38条第1項第2号）

旧法に規定する勧誘者は、令和4年3月、センターモバイルがゼロモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る本件役務のあっせんを店舗等によらないで行う

個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、「代理店になってしまえば自分が努力しなくても、どんどん下が広がっていくので、バックがもらえる」、「どんどん下に人がつくので、8千円は払わないですむようになる」、「それぐらいすぐカバーできる」、「下を見つけるのは僕たちでも誰でもいい。収入が8千円を超えれば、携帯料金はただになり差額は収入になる」などと、旧法に規定する本件連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して旧法に規定する本件連鎖販売契約の締結について勧誘していた。

(5) 概要書面の交付義務に違反する行為（旧法第37条第1項）

センターモバイルは、ゼロモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して、遅くとも令和2年9月以降（同協会については令和4年1月1日以降）、その統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る本件役務のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結しようするときに、その契約を締結するまでに、ゼロモバイルの旧法に規定する連鎖販売業の概要について記載した書面を交付していない。

(6) 契約書面の交付義務に違反する行為（旧法第37条第2項）

センターモバイルは、ゼロモバイル及びライフラインプランナー協会と連携共同して、遅くとも令和2年9月以降（同協会については令和4年1月1日以降）、その統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る本件役務のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売契約を締結した場合において、旧法に規定する本件連鎖販売契約の内容を明らかにする書面を交付していない。

5 勧誘事例

別紙1の5記載のとおり。

一般社団法人ライフラインプランナー協会に対する行政処分の概要

1 事業概要

一般社団法人ライフラインプランナー協会（以下「ライフラインプランナー協会」という。）は、株式会社ゼロモバイル（以下「ゼロモバイル」という。）及び株式会社センターモバイル（以下「センターモバイル」という。）と連携共同して、「ボーナス」と称する利益を収受し得ることをもって、移動電気通信サービス（以下「本件役務」という。）の提供をあっせんする者（以下「会員」という。）を誘引し、その者と本件役務の対価の支払を伴う本件役務の提供に係る取引を行っている。

当該利益は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 2 号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「旧法」という。）第 3 3 条第 1 項に規定する特定利益に該当し、本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、ライフラインプランナー協会は、同項に規定する連鎖販売業（以下「旧法に規定する連鎖販売業」という。）を行っている。

2 処分の内容

(1) 取引等停止命令

ライフラインプランナー協会は、令和 5 年 3 月 3 0 日から令和 5 年 1 2 月 2 9 日までの間、ライフラインプランナー協会がその統括する一連の特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「特定商取引法」という。）第 3 3 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る次の取引等を停止すること。

ア ライフラインプランナー協会が行う連鎖販売取引（特定商取引法第 3 3 条第 1 項に規定する連鎖販売取引をいう。以下単に「連鎖販売取引」という。）について勧誘を行い、又は特定商取引法第 3 3 条の 2 に規定する勧誘者（以下単に「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ ライフラインプランナー協会が行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ ライフラインプランナー協会が行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 指示

旧法第33条の2に規定する勧誘者（以下「旧法に規定する勧誘者」という。）は、同法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）、同法第34条第1項の規定により禁止される役務の内容につき故意に事実を告げない行為、同法第34条第4項の規定により禁止される勧誘目的を告げずに誘引した者に対して公衆の出入りする場所以外の場所において特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする行為及び同法第38条第1項第2号に掲げるライフラインプランナー協会の統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る旧法第33条第1項に規定する連鎖販売取引（以下「旧法に規定する本件連鎖販売取引」という。）につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその旧法に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売契約（以下「旧法に規定する本件連鎖販売契約」という。）の締結について勧誘をする行為を、ライフラインプランナー協会は、ゼロモバイル及びセンターモバイルと連携共同して、同法第37条第1項に規定する書面及び同条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）をしている。かかる行為は、旧法の規定に違反し、又は同法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらをライフラインプランナー協会の役員、従業員及び会員に、前記（1）の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第38条第1項及び第39条第1項

4 処分の原因となる事実

ライフラインプランナー協会及び旧法に規定する勧誘者は、以下のとおり、ゼロモバイル及びセンターモバイルと連携共同して、旧法の規定に違反し、又は旧法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び役務の種類の不明示）（旧法第33条の2）

旧法に規定する勧誘者は、遅くとも令和4年1月以降、ライフラインプランナー協会がゼロモバイル及びセンターモバイルと連携共同して統括する旧法に規定する本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「私、相談したいことがあるんやわー」、「助けてー」、「携帯電話で分からないことがあったら何でも聞いて」などと告げるのみで、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る役務の種類を明らかにしていない。

(2) 役務の内容についての事実不告知（旧法第34条第1項）

旧法に規定する勧誘者は、令和4年3月、ライフラインプランナー協会がゼロモバイル及びセンターモバイルと連携共同して統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る本件役務の提供のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、勧誘の相手方に対し、実際には、動画広告の視聴には1回当たり数秒から数十秒の時間を要する上、動画広告の視聴1回当たり1円に相当するポイントしか得ることができず、動画広告の視聴によって携帯電話料金を実質的に無料にするためには、同料金を1で除した回数分の動画広告を視聴することが必要になるにもかかわらず、「コマーシャルを見ると、ポイントがすぐ増える」、「見るたびにポイントが増え、それを携帯電話代に回せる」、「ポイントが貯まれば、携帯電話代がただになる」などと告げるのみで、故意に当該事実を告げていなかった。

(3) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（旧法第34条第4項）

旧法に規定する勧誘者は、令和4年1月、ライフラインプランナー協会がゼロモバイル及びセンターモバイルと連携共同して統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、電話により特定の場所への来訪を要請する方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をしていた。

(4) 断定的判断の提供（旧法第38条第1項第2号）

旧法に規定する勧誘者は、令和4年3月、ライフラインプランナー協会がゼロモバイル及びセンターモバイルと連携共同して統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る本件役務のあっせんを店舗等によらないで行う

個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、「代理店になってしまえば自分が努力しなくても、どんどん下が広がっていくので、バックがもらえる」、「どんどん下に人がつくので、8千円は払わないですむようになる」、「それぐらいすぐカバーできる」、「下を見つけるのは僕たちでも誰でもいい。収入が8千円を超えれば、携帯料金はただになり差額は収入になる」などと、旧法に規定する本件連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して旧法に規定する本件連鎖販売契約の締結について勧誘していた。

(5) 概要書面の交付義務に違反する行為（旧法第37条第1項）

ライフラインプランナー協会は、ゼロモバイル及びセンターモバイルと連携共同して、遅くとも令和4年1月以降、その統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る本件役務のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結しようするときに、その契約を締結するまでに、ゼロモバイルの旧法に規定する連鎖販売業の概要について記載した書面を交付していない。

(6) 契約書面の交付義務に違反する行為（旧法第37条第2項）

ライフラインプランナー協会は、ゼロモバイル及びセンターモバイルと連携共同して、令和4年1月、その統括する一連の旧法に規定する連鎖販売業に係る本件役務のあっせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として旧法に規定する本件連鎖販売契約を締結した場合において、旧法に規定する本件連鎖販売契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

5 勧誘事例

別紙1の5【事例1】及び【事例2】のとおり。

中越達也に対する行政処分の概要

1 名宛人

中越 達也（以下「中越」という。）

2 処分の内容

中越が、令和 5 年 3 月 3 0 日から令和 5 年 1 2 月 2 9 日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「特定商取引法」という。）第 3 3 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）について勧誘を行い、又は同法第 3 3 条第 2 項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（同法第 3 3 条の 2 に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 2 号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号。以下「旧法」という。）第 3 9 条の 2 第 1 項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙 1 のとおり、株式会社ゼロモバイル（以下「ゼロモバイル」という。）に対し、特定商取引法第 3 9 条第 1 項に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 中越は、ゼロモバイルに対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（旧法第 3 9 条の 2 第 1 項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

伊勢地一男に対する行政処分の概要

1 名宛人

伊勢地 一男（以下「伊勢地」という。）

2 処分の内容

伊勢地が、令和5年3月30日から令和5年12月29日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）について勧誘を行い、又は同法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（同法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社ゼロモバイル（以下「ゼロモバイル」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- (2) 伊勢地は、ゼロモバイルに対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（旧法第39条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。